

質 問 項 目	
<p>一 知事の政治姿勢について</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) ロシアとの交流について (二) 本道の交通・物流戦略について (三) J R問題について (四) 日本海地域の総合的な振興方策について <ul style="list-style-type: none"> 1 漁業の振興について 2 漁業への支援体制の整備について 3 離島などにおける医療支援について 4 木材の輸出について <p>二 観光振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 本道観光の課題について (二) 道東・道北観光について <p>三 主要農作物の種子の安定供給について</p> <p>四 (仮称)北海道立林業大学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 開校までの取り組みについて (二) カリキュラムについて (三) ネットワークの構築について <p>五 災害対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 防災関係機関の対応力強化について (二) ブロック塀の対策について <p>六 鳥インフルエンザ対策等について</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 対応マニュアルの改正について (二) 家畜保健衛生所の機能充実について <p>七 ICTの利活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) オープンデータの活用について (二) 市町村の取り組みについて <p>八 北海道博物館と赤れんが庁舎の連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) これまでの取り組みについて (二) リニューアルに当たっての考え方について (三) 来館者の増加について 	

私は、通告に従いまして、以下、知事及び教育長に伺います。

一 知事の政治姿勢について

はじめに、知事の政治姿勢についてであります。

(一) ロシアとの交流について

まず、ロシアとの交流についてであります。

日露交流年である本年、知事は、5月にロシアのサンクトペテルブルク市で開催されたロシア最大の経済会議である「サンクトペテルブルク国際経済フォーラム」からの招待を受け、日本政府と連携して北海道代表団として参加し、フォーラムの各種行事に出席するとともに、本道の魅力を紹介する「北海道プレゼンテーション」を行ってきたものと承知しております。

また、このフォーラムの機会を活かして、ロシアの中心的な地域である欧露部の地方行政府であるサンクトペテルブルク市及びモスクワ州の知事と会談し、本道とこれらの地域との友好、経済交流を中心とした地域間交流を進めていくことで合意し、議事録に署名するなど、道として、欧露部のこれらの地域との交流にも力を入れていくことが示されたところであります。

一方、本年は、本道とロシア・サハリン州との友好・経済協力提携二十周年の節目の年でもあります。知事はサンクトペテルブルクでもサハリン州のコジェミャコ知事と会談するなど、これまでの会談を通じて、経済や医療、スポーツ、文化といった幅広い分野において、様々な交流や記念事業を実施することで意見が一致しているものと承知しております。

そこで伺います。

今後のサハリン及び欧露部を含めたロシアとの交流について、知事はどのような展望をお持ちなのか伺います。

(二) 本道の交通・物流戦略について

次に、本道の交通・物流戦略についてであります。

今日、本道においては、広域分散型の都市構造をはじめ、急激な人口減少や高齢化社会の到来、さらには高速ネットワークの構築が進むなど、本道交通を取り巻く環境が大きく変化する中で、今後、これに対応した交通・物流戦略を推進することが喫緊の課題と考えます。

このような中で、道は先に、すべての関係者が協働して施策を一体的に推進し、本道のさらなる発展を支える交通ネットワークを実現するため、「北海道交通政策総合指針」を策定し、今後、これらの取り組みを加速させるため、「交通・物流連

携会議」を設置されたところであります。

この会議には学識経験者や交通・物流事業者、経済団体等が参加し、交通政策総合指針に定める5つの重点戦略の推進に向けて協議を行うものと承知しておりますが、今後、どのような取り組みを展開されようとしているのか伺います。

また、今後、単に会議に参加する事業者等の議論に任せるだけではなく、道として主体的に、政策誘導策を提示していくことも重要と考えます。知事の所見を伺います。

(三) JR問題について

次に、JR問題についてであります。

JR北海道は先に、今後の「経営再生の見通し(案)」を示され、この中でJRが単独で維持することが困難な10路線13線区について、改めて、国、道、地域による支援や対策を求められております。

一方、知事は先に、今回のJR北海道の事業見直しについて、「あくまでも経営に責任を有するのはJR北海道自身であり、まずは、札幌圏以外の全道の鉄道ネットワークを支える考え方や、グループ企業を含めた経営改善、社員の意識改革などの取組を明らかにすべきである」などと述べられております。これらの取組が判然としない中で、議論が進められることは、極めて遺憾なことと考えます。

そこで、まず、今般の「経営再生の見通し(案)」について、知事はどのように受け止めているのか、伺います。

また、先にJR北海道社長は自らの発言を撤回し陳謝されておりますが、今般の見通しについて、国は「廃線ありきではない、路線維持に努めるとした道の指針を尊重したい」などの意向を明らかにされております。いずれにしても、道としては、地域との対話の中で丁寧に理解を得ながら、6者協議を進めていくべきと考えます。

今後、具体的な支援の枠組みづくりが加速されていくものと考えますが、知事はどのような所見をお持ちなのか、併せて伺います。

(四) 日本海地域の総合的な振興方策について

次に、日本海地域の総合的な振興方策についてであります。

今日、日本海地域は、依然として、人口流出による過疎化や少子高齢化の進行、医師不足をはじめ、一次産業、とりわけ、基幹産業である漁業の低迷が続くなど、道内の他の圏域と比較しても、厳しい課題を抱えているものと考えます。

そこで、以下伺います。

1 漁業の振興について

まず、漁業の振興についてであります。

道は本年3月、「日本海漁業振興基本方針」を改定し、引き続き今後5年間にわたり、重点的な取組を行っていくものと承知しておりますが、日本海の漁業生産回復への道筋は、未だ不透明であり、漁業者にとっては、厳しい経営環境が続いているものと考えます。まず、知事はどのような見通しをお持ちなのか、伺います。

2 漁業への支援体制の整備について

2点目に、漁業への支援体制の整備についてであります。

日本海の漁業生産は、近年、大きく落ち込み、本道の海域ごとの沿海地区漁業協同組合員1人当たりの生産額は、日本海を1とすると、オホーツク海は4倍から5倍程度と、海域間の所得格差が拡大しているものと考えます。

このように、日本海地域全体の漁業生産額は縮小しているものの、一方で、魚種別で見ると、道内で大きな割合を占めているものもあります。

そこで伺います。

留萌管内においては、全道のホタテ稚貝の約3割を生産し、宗谷や網走などに出荷しており、道の食品輸出の主力産品でもある、ホタテガイの生産を支えているものと考えます。また、甘エビは全道の3/4、ナマコやみずだこは1割以上を占めるなど、本道漁業のブランド維持に貢献する魚種が多く、これら日本海北部地域は、道産食品の輸出戦略の推進に重要な役割を果たしているものと考えます。

しかしながら、近年、ホタテの斃死が増大し、エビの漁獲量も減り続けており、このような中で、今後、適切な資源管理の実施や栽培技術の導入などに取り組まなければならないものと考えます。これらの地域での漁業の活性化を図るためにも、例えば留萌水産技術普及所に稚内水産試験場の支所を設置したり、総括・主任普及指導員を配置し、試験研究機関とのより一層の連携強化を図るなど、支援を強化するべきと考えます。所見を伺います。

3 離島などにおける医療支援について

次に、離島などにおける医療支援についてであります。

今日、本道の地域医療を取り巻く情勢は、医師をはじめとする医療資源の地域偏在が拡大する一方で、地域における医師不足は依然として深刻な状況にあると考えます。

このような中で、離島を含め、地方における常勤医師の確保は、早期に取り組まなければならないものと考えますが、一方で、これに代わる新たな対策が急務と考えます。

例えば、高齢化が進む地域住民の方々においては、生活習慣病などの疾病や、加齢に伴う体調不良による受診が多く、必ずしも医師と直接の対面診療を必要としないケースも多いものと考えます。そのため、患者宅に計測装置を、病院にサーバーを設置し、計測データを病院に送信することで、高齢者の方々が居宅において高血圧や糖尿病の管理等を行う、AIやICTなどを活用した遠隔医療システムの導入は、住民の医療面での安心を確保するとともに、人口減少と少子高齢化が進む地域の活性化を図るため、極めて有効な方法と考えます。

そこで伺います。

まず、知事は本道の地域医療の実態について、どのような所見をお持ちなのか。また、これらの医療支援について、どのような所見をお持ちなのか、伺います。

さらに、広域な本道において、道民誰もがどこにいても安心して暮らせる社会

を構築することは喫緊の課題と考えます。この際、まずは、常勤医師の確保が極めて困難と考えられる、天売島や焼尻島といった離島などにおける遠隔医療システムの導入に向けて、札幌医科大学などの医育大学や、地域の医療機関などとも連携し、取り組むべきと考えます。併せて、知事の所見を伺います。

4 木材の輸出について

次に、木材の輸出についてであります。

本道にはカラマツやトドマツなどを主体とした人工林や、多様な樹種からなる天然林が広がっております。これらの人工林が利用期を迎え道産木材の供給量の増加が見込まれる一方で、人口減少が進み住宅建築など既存の木材需要の大幅拡大が見込めない中、海外への木材輸出が道産木材の需要拡大における一つの選択肢であると考えます。

このような中で、本道から中国や韓国など東アジアの国々に向けた丸太の輸出は、平成29年度の実績で、函館港58,625m³、留萌港11,621m³などとなっておりますが、日本海地域の林業や木材産業の活性化を考えると、今後、単に原材料の輸出にとどまらず、加工製品も含めた、輸出拡大戦略に取り組むべきと考えます。今後、輸出の拡大に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

二 観光振興について

次に、観光振興についてであります。

(一) 重点的な取り組みについて

道は昨年2月に、訪日外国人来道者について、平成32年度に500万人とする目標を掲げた「インバウンド加速化プロジェクト」を策定され、また、本年3月には、平成32年度までを計画期間とした「観光のくにづくり行動計画」の改訂を行うなど、観光を本道のリーディング産業とするため、尚一層の振興に向けて取り組まれているものと承知しております。

そこで伺います。

知事は、本道の観光振興に向けて、今後どのような重点的な取組を展開されようとしているのか、伺います。

(二) 道東・道北観光について

また、国の発表では、外国人宿泊客が道央圏以外で泊まる割合は、2016年の実績で27.3%に過ぎないのであり、依然として多くの外国人宿泊客が、札幌市を中心とする道央圏に滞留している実態があります。今後、道央圏の観光客について、道東や道北など、地方への誘客を図る必要があるものと考えます。

例えば、2005年に登録された、道東の知床世界自然遺産については、この間、観光客の入込数が、ピーク時と比較して年間40万人以上落ち込んでいるのが現状であります。

このような中で、本年8月には関西空港と釧路空港を結ぶLCCの直行便の就航

が予定されております。また、年内には旭川空港の国際線ターミナルビルが完成予定であります。今後、道としても、尚一層、道東や道北地域の観光振興を図るための戦略を策定すべきと考えます。知事の所見を伺います。

三 主要農作物の種子の安定供給について

次に、主要農作物の種子の安定供給についてであります。

戦後の食料増産を図るため、昭和27年に制定され、稲、麦、大豆の種子生産を都道府県に義務付けていた主要農作物種子法、いわゆる種子法が本年4月1日で廃止となりました。道は、これまで農業試験場や農業団体などと連携しながら、種子法のもとで優良な種子の安定供給に努めてきたところではありますが、種子法廃止後においても、今年度は、これまでの体制を維持し、主要農作物の種子生産を続けることとしております。一方、新潟県や埼玉県、兵庫県では、種子生産に係る条例を独自に制定し、県自らの施策として、主要農作物の種子を生産するとしております。

道内の生産現場などでは、種子法廃止に伴い様々な不安の声とともに、道が今後とも責任をもって優良な種子生産を行うための担保となる仕組みづくりが求められております。

食糧自給率200パーセントを誇る農業王国としての北海道知事として、今後、主要農作物の種子生産にどのように取り組んでいくのか、伺います。

四 (仮称) 北海道立林業大学校について

次に、(仮称) 北海道立林業大学校についてであります。

(一) 開校までの取り組みについて

道はこれまで、林業大学校の設置に関して、有識者で構成する「北海道の森林づくりを担う人材育成のあり方検討懇談会」を設置し、また、誘致活動をしている市町村と個別に意見交換を行ってきているところと承知しております。

一方、林業大学校については、2020年の開校に向けて、カリキュラムの作成や講師の選定などの教育内容や体制をはじめ、今後、早急に検討しなければならない課題があるものと考えます。

そこで、今年度から、開校を予定する2020年度までの限られた期間の中で、具体的にどのように取り組んでいくのか、スケジュールも含めて伺います。

(二) カリキュラムについて

また、林業大学校の開校に当たっては、そのカリキュラムの内容が何よりも重要なことと考えます。「(仮称) 北海道立林業大学校基本構想」においても、「体系的な学び」をはじめ、「地域実習」や「自立性や社会性の習得」などの特色を有した「北海道らしいカリキュラム」を想定しておりますが、多様で豊富な資源を有する本道の森林・林業の特徴と課題を踏まえ、高卒から40歳以下という幅広い年齢層を対象とした人材に適したカリキュラムを、どのように具体化していくのか、所見を伺います。

(三) ネットワークの構築について

さらに、広域な本道においては、地域の実態を踏まえながら、全道各地の現場で必要とされる人材を育成することが極めて重要と考えます。このため、わが会派はこれまで、本校以外の、これら林業などに深く関わる地域との一層の連携を図るためのネットワークを構築すべきであり、このためにも、地域や研究機関と連携した林業大学校を目指すべきであると申し上げてきたところであります。

今回の「具体的な姿」には、本校をはじめ、各地での分校・拠点校の設置に加えて、実習フィールドを各地域に確保するなど、いわゆる人材育成に向けた3層構造の考え方が示されております。

もとより、この間、林業大学校の設立に向けて、旭川市を含む上川管内や、芦別市を含む空知管内をはじめ、様々な地域からの誘致に係る要請が上がっておりますが、是非、これら地域に実践的な実習の場や機会を確保するなど、広域的なネットワークによる林業大学校の運営体制を構築すべきと考えます。知事の所見を伺います。

五 災害対策について

次に、災害対策についてであります。

まず、先に発生した大阪府北部を震源とする地震において、9歳の女の子を含む5人の方が亡くなられたとのことであり、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

(一) 防災関係機関の対応力強化について

今回地震の被害を受けた近畿地域は、阪神淡路大震災の経験から、当然、地震などの災害に対する意識は高く、防災対策にも力を入れて取り組んでいたものと考えます。

しかしながら、そうした地域であっても、多くの負傷者が発生したことを重く受け止める必要があるものと考えます。

今回の災害では、自衛隊が災害派遣されるなど、国、都道府県、市町村などの防災関係機関の重要性が改めて認識されたところでありますが、今後、道においては、今般の災害を踏まえ、これまで以上に防災関係機関の連携や対応力の強化に向けて取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

(二) ブロック塀の対策について

また、今回の地震では、ブロック塀の倒壊により、登校中の小学生を含む、お二人の方が亡くなられました。地震発生の際、ブロック塀が凶器になり得ることがクローズアップされておりますが、特に、小学生が下敷きになったブロック塀は、建築基準法に適合していない可能性が極めて高いものと指摘されております。

そこで伺います。

この際、子どもたちの安全・安心の確保を図るためにも、学校教育において、通学路等の総点検を早急に実施すべきと考えます。今後の対応について、教育長に伺

います。

六 鳥インフルエンザ対策等について

次に、鳥インフルエンザ対策等についてであります。

(一) 対応マニュアルの改正について

鳥インフルエンザの発生は、発生農場の経営や、地域に大きな影響を及ぼすことから、まん延防止はもとより、万一発生した場合の迅速かつ的確な防疫措置が求められます。こうしたことから、道では、一昨年12月、十勝管内での発生を踏まえて、まん延防止と的確な防疫対策が講じられるよう、昨年、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル」を改正したものと承知しておりますが、今回の改正に当たって、どのような見直しをされたのか伺います。

(二) 家畜保健衛生所の機能充実について

また、先の鳥インフルエンザ対策では、殺処分などの対応で、多くのマンパワーが必要となりましたが、道においては、家畜保健衛生所の獣医師だけでは対応困難なため、他部局の一般事務職員までが動員されたと承知しております。

わが党は先般、釧路家畜保健衛生所を視察し、関係者のお話を伺ってきたところでありますが、全道の家畜保健衛生所は、依然として獣医師が不足していることに加えて、施設や設備の老朽化も進んでおります。今後、鳥インフルエンザ等の法定伝染病の発生に備え、例えば、獣医師の確保にあたっては、有事の際に保健福祉部で食肉検査に従事している獣医師や、民間の獣医師と連携して対処できるような体制整備や、バイオセキュリティーを考慮した職場環境の改善など、家畜保健衛生所の機能強化が必要と考えます。今後の家畜衛生業務の円滑な推進に向けて、これら老朽施設の整備も含めて、具体的にどのように対応されるのか、伺います。

七 ICTの利活用について

次に、ICTの利活用についてであります。

(一) オープンデータの活用について

国においては、「官民データ活用推進基本法」に基づき、行政が有する様々なデータを官民で活用するオープンデータを推進しております。道においても、こうした国の動きを踏まえて、今年3月、「北海道ICT利活用推進計画」を策定したところと承知しております。オープンデータの推進については、民間がどのようなデータを求めているか、また、どのような活用を考えているかといったニーズを把握し、情報を共有しながら取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、道においては、こうした取組の推進に向けた官民連携の仕組みを、どのように構築していく考えなのか、伺います。

(二) 市町村の取り組みについて

また、国においては、2020年までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目指すこととしており、道の「北海道ICT利活用推進計画」においても、同年までに道内の全ての市町村において、オープンデータの取組を進めることを目標値としております。数多くの市町村を抱える本道において、全道的な取組を推進するに当たっては、道と市町村、あるいは市町村間の連携を図ることが必要と考えますが、現状、道内市町村の取組はどのような状況にあるのか。また、今後、道内全域にオープンデータを広げるため、道としてどのように取り組むのか、伺います。

八 北海道博物館と赤れんが庁舎の連携について

最後に、北海道博物館と赤れんが庁舎の連携についてであります。

(一) これまでの取り組みについて

現在、北海道博物館では、赤れんが庁舎内にサテライトを設置しており、本道の歴史や文化に関わる様々な展示などが、来道する観光客などから一定の評価を受けているものと承知しております。

そこで、まず、これまでどのような取組を行い、どのような効果を挙げているのか、伺います。

(二) リニューアルに当たっての考え方について

また、道は本年2月、赤れんが庁舎リニューアルの基本指針素案を策定されておりますが、今年度中に管理運営手法などについて検討を行った上で、基本指針を策定するものと承知しております。赤れんが庁舎の展示に当たっては、リニューアルを契機に、展示内容をより一層充実させるべきと考えます。展示の考え方について、伺います。

(三) 来館者の増加について

現在、北海道博物館では、6か国語に対応したスマートフォンを使った展示解説サービスを行っており、赤れんがのサテライトにおいても閲覧可能となっております。こうした取り組みは、博物館の魅力を伝えるために重要と考えており、リニューアル後においても、札幌市中心部から博物館への誘客につながるような取り組みのさらなる充実が必要と考えます。知事の所見を伺います。

(了)